

東京湾南部圏域流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「東京湾南部圏域流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年10月豪雨をはじめとする近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、千葉県東京湾南部圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 必要に応じて第1項によるもの以外の者に、オブザーバーとして参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 東京湾南部圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防に関する対策等を含む、「流域治水プロジェクト」の策定及び公表(変更及び公表を含む)
- 三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、この限りではない。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、千葉県県土整備部河川整備課、千葉土木事務所調整課、君津土木事務所調整課、及び市原土木事務所調整課に置く。

(水系部会)

第7条 「流域治水プロジェクト」は水系毎に策定することを基本とし、策定にかかる調整は、水系部会を設置して行うものとする。

2 水系部会の規約は別途定める。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和3年12月24日から施行する。

令和6年10月15日 規約改定

別表 1

千葉市長
木更津市長
市原市長
君津市長
富津市長
袖ヶ浦市長
独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所長
千葉県農林水産部 農地・農村振興課長
千葉県農林水産部 耕地課長
千葉県農林水産部 千葉農業事務所長
千葉県農林水産部 君津農業事務所長
千葉県県土整備部 河川整備課長
千葉県県土整備部 河川環境課長
千葉県県土整備部都市整備局 都市計画課長
千葉県県土整備部都市整備局 建築指導課長
千葉県県土整備部 千葉土木事務所長
千葉県県土整備部 君津土木事務所長
千葉県県土整備部 市原土木事務所長
千葉県県土整備部 亀山・片倉ダム管理事務所長
千葉県県土整備部 高滝ダム管理事務所長